福井労働局
～ふくいの「働く」を支えます～
厚生労働省
Press Release

令和７年８月 12 日
【照会先】
福井労働局労働基準部賃金室
室　　長　　木村　和晴
室長補佐　　西村　直樹
電　　話　　(0776) 22-2691

報道関係者　各位

福井県最低賃金　時間額１，０５３円を答申

―現行９８４円から６９円引上げ―

福井地方最低賃金審議会（会長：井花 正伸）は、本年７月４日、福井労働局長（石川 良国）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、８月 12 日、福井労働局長に対して答申を行いました。

内容は、現行の福井県最低賃金１時間９８４円を１，０５３円（６９円、率にして７．０％引上げ）に改正するよう答申されたものです。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入りました。（発効予定日：令和７年１０月８日）

参　考

福井県最低賃金の推移

	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（％）	中賃目安額（円）＊
平成 14 年	６４２	０	０．００	－
平成 15 年	６４２	０	０．００	０
平成 16 年	６４３	１	０．１６	０
平成 17 年	６４５	２	０．３１	３
平成 18 年	６４９	４	０．６２	３
平成 19 年	６５９	１０	１．５４	１０
平成 20 年	６７０	１１	１．６７	１０
平成 21 年	６７１	１	０．１５	－
平成 22 年	６８３	１２	１．７９	１０
平成 23 年	６８４	１	０．１５	１
平成 24 年	６９０	６	０．８８	４
平成 25 年	７０１	１１	１．５９	１０
平成 26 年	７１６	１５	２．１４	１４
平成 27 年	７３２	１６	２．２３	１６
平成 28 年	７５４	２２	３．０１	２２
平成 29 年	７７８	２４	３．１８	２４
平成 30 年	８０３	２５	３．２１	２５
令和元年	８２９	２６	３．２４	２６
令和２年	８３０	１	０．１２	－
令和３年	８５８	２８	３．３７	２８
令和４年	８８８	３０	３．５０	３０
令和５年	９３１	４３	４．８４	４０
令和６年	９８４	５３	５．６９	５０
令和７年	１，０５３	６９	７．０１	６３

＊中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。
　なお、平成 14 年、平成 21 年、令和２年は、目安が示されなかったもの。
＊平成 14 年度から「日額・時間額併用方式」から「時間単独方式」に移行している。